

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 5 章 輸入通関関係</p> <p>第 1 節の 2 少額関税無税貨物の輸入申告</p> <p>(少額関税無税貨物の簡易通関扱い)</p> <p>1 の 2 - 1 輸入(納税)申告書の品名欄における課税価格(統計品目表の細目番号に対応する価格をいう。)が 20 万円以下の貨物(ただし、次に掲げる(1)から(8)までのいずれかに該当するものを除く。以下「少額関税無税貨物」という。)については、この節 1 の 2 - 2(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告事項の登録)及びこの節 1 の 2 - 3(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告等)の定めるところにより、少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合にはこの限りでない。</p> <p>(1)～(3)(省略)</p> <p>(4) 定率法第 9 条の 2(関税割当制度) 暫定法第 8 条の 5 第 2 項(関税割当制度の準用)及び同法第 8 条の 6((経済連携協定に基づく関税割当制度等))の規定により関税割当制度の対象となるもの</p> <p>(5) 定率法別表又は暫定法別表 1 に定められる軽減税率(定率法第 20 条の 2 第 1 項(軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)又は暫定法第 9 条(軽減税率等の適用手続)に規定する軽減税率をいう。)が適用されるもの</p> <p>(6)～(8)(省略)</p>	<p>第 5 章 輸入通関関係</p> <p>第 1 節の 2 少額関税無税貨物の輸入申告</p> <p>(少額関税無税貨物の簡易通関扱い)</p> <p>1 の 2 - 1 輸入(納税)申告書の品名欄における課税価格(統計品目表の細目番号に対応する価格をいう。)が 20 万円以下の貨物(ただし、次に掲げる(1)から(8)までのいずれかに該当するものを除く。以下「少額関税無税貨物」という。)については、この節 1 の 2 - 2(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告事項の登録)及びこの節 1 の 2 - 3(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告等)の定めるところにより、少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合にはこの限りでない。</p> <p>(1)～(3)(同左)</p> <p>(4) 定率法第 9 条の 2(関税割当制度) 暫定法第 8 条の 5 第 2 項(関税割当制度の準用) 同法第 8 条の 6((メキシコ協定に基づく関税割当制度等))、同法第 8 条の 7((メキシコ協定に基づく市場の開拓等を目的とした関税割当制度))及び同法第 8 条の 8((マレーシア協定に基づく関税割当制度))の規定により関税割当制度の対象となるもの</p> <p>(5) 定率法別表又は暫定法別表 1 に定められる軽減税率(定率法第 20 条の 2 第 1 項(軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)又は暫定法第 8 条の 9(軽減税率の適用手続)に規定する軽減税率をいう。)が適用されるもの</p> <p>(6)～(8)(同左)</p>